

報道機関各位（お知らせ）

令和8年(2026年)9月30日

御代田町職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定しました。

御代田町は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」に基づくカスタマーハラスメント対策に取り組むため、御代田町職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定しました。

○御代田町職員カスタマーハラスメント対策基本方針の策定

町では、町民をはじめとした行政サービス利用者などの皆さまからいただく意見や要望は、町政をより良くするための貴重な情報であり、丁寧かつ真摯に対応することとしています。

一方で、これらの中には、職員の人格を否定する言動や暴力を伴うものなど、職員の尊厳を傷つける行為もあり、こうした行為は職場環境や職員の心身の健康への悪影響をもたらすほか、業務遂行に著しい障害を与え、行政サービスの質の低下を招くなど、決して許容されるものではありません。

今般、カスタマーハラスメントの定義や町の対応などをまとめた基本方針を策定しました。本方針は、町ホームページへの掲載などにより周知し、町民をはじめとした行政サービス利用者の皆さまに理解と協力を求めています。

○その他の対策

職員向けに対応マニュアルを整備するほか、職員研修を開催して職員のカスタマーハラスメントへの対応を支援します。取組を通じて人権意識の更なる向上を図り、すべての人が尊重される職場づくりに努めて参ります。

【この件に関する ご取材・お問合せ先】

御代田町総務課 職員係 担当：青木

電話：0267-32-3111 メール：shokuin@town.miyota.lg.jp